

■選挙管理委員会から

寄附禁止のルールを守って 明るい選挙を実現しましょう

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されており、違反すると罰せられます。また、有権者が寄附を求めるとも禁止されています。



政治家の寄附禁止

■政治家の寄附の禁止
政治家（候補者、候補者になるうとする者、現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。



贈らない・求めない・受け取らない

■政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役員や構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関して寄附をすると処罰されます。



政治家の寄附はレッドカード

■後援団体の寄附の禁止
後援団体が花輪や香典、祝儀などを出すと処罰されます。

■あいさつを目的とする有料広告の禁止
政治家や後援団体が有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

■年賀状等のあいさつ状の禁止
政治家は年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

問合せ

町選挙管理委員会

TEL 7211211

■防災対策課から

12月21日は「えひめ防災の日」、 12月17日～23日は「えひめ防災週間」です

12月21日は、昭和南海地震（昭和21年）が発生した日です。この日は、愛媛県防災対策基本条例により「えひめ防災の日」と定められ、県市町・消防・自主防災組織などが総ぐるみで、防災意識の啓発や防災訓練などに取り組むこととされています。

今後発生が心配されている南海地震などの大規模災害が起きたとき、県市町・消防などの関係機関は救援・救助活動に全力を尽くしますが（公助）、まずは皆さん自身で自分の身を守ることが不可欠です（自助）。しかし、個人や家族

の力だけではどうにもならない状況もありますので、隣近所や自主防災組織で助け合うことが大切になってきます（共助）。

津波一時避難場所の確認



防災週間には次のことを行いましょう

- 非常時持出袋の準備・確認をしましょう。
- 避難所や避難路の確認、緊急時の連絡先などを家族で話し合いまししょう。
- 家族やご近所同士で誘い合って防災訓練などに参加しましょう。
- 家具などの転倒防止対策や家屋の耐震化をしましょう。

問合せ

防災対策課

TEL 7210131

■企画財政課から

城辺社会福祉会館内配置の所属課等が 移転しました

現在、愛南町では「住民の安心・安全な暮らしを支える拠点となる庁舎」をめざして、新庁舎建設に取り組んでいます。

新庁舎は、現本庁舎北側及び今後予定されている城辺社会福祉会館等解体跡地に建設する計画ですが、解体工事に先立ち、同会館内に配置されていた所属課等が次のとおり移転しましたのでお知らせします。※電話番号の変更はありません。

住民の皆様には大

変ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ

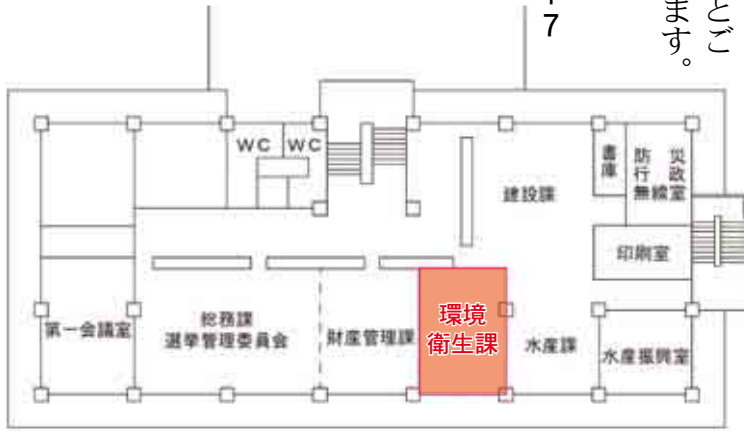
企画財政課

TEL 7217317

【所属課等の移転先】

現本庁舎(2階)へ移転

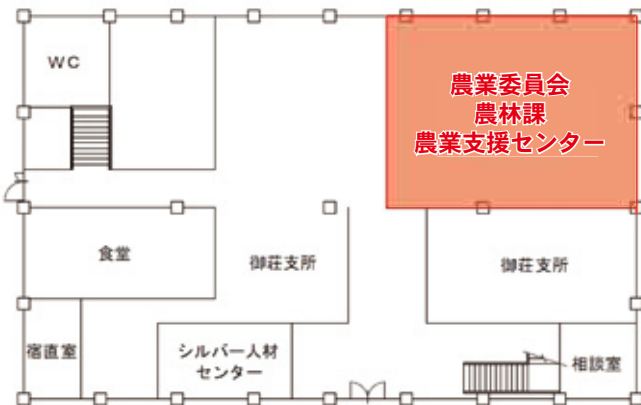
環境衛生課(TEL72-7316)



【本庁2階】

御荘支所(1階)へ移転

農業委員会、農林課、農業支援センター
(TEL72-7311※共通)



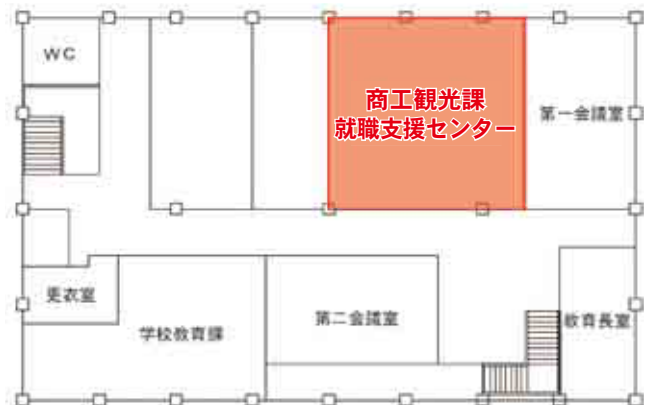
正面玄関

【御荘支所1階】

御荘支所(2階)へ移転

商工観光課(TEL72-7315)

就職支援センター(TEL72-1244)



【御荘支所2階】

■農業支援センターから

「餅つき体験」に 参加しませんか

愛南グリーン・ツーリズム推進協議会では、「餅つき体験」の参加者を募集します。昔ながらの杵と臼を使い、みんなで楽しく餅つきをしてみませんか。

日時 12月21日(日)

10時~12時(雨天中止)

場所 旧満倉小学校

定員 20名(先着順)

※5名未満の場合は中止することがあります。

体験料 1人 500円

申込期日 12月15日(月)

問合せ

農業支援センター

TEL 7217311



■総務課から

「宝くじ助成事業」を活用しました

（一財）自治総合センターの「平成26年度コミュニティ助成事業」の助成を受け、矢の町2地区の秋祭りで使用する牛鬼の胴部が新調されました。

この事業は『宝くじの社会貢献広報事業』の一環で実施され、同センターが受け入れた宝くじ収益金を財源として、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることをめざすもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を行っています。



■保健福祉課から

むし歯0本、おめでとう

愛南町では、5歳児健康診査で、むし歯が0本だったお子さんを表彰しています。

11月に実施した5歳児健診では、15名の受診者のうち7名のお子さんを表彰しました。

これからもしっかりと歯磨きをして、きれいな歯を守りましょう。

- 大西美那ちゃん(御荘平城)
- 平野太陽くん(御荘平城)
- 山本苺花ちゃん(御荘平城)
- 脇田 怜くん(御荘平城)
- 宇野稜佑くん(城辺甲)
- 田中杏奈ちゃん(城辺甲)
- 永井悠斗くん(広見)

■防災対策課から

防災フォーラムを開催します

「被災地の現状から学ぶ」若者の目線で見た東北の、今」をテーマに「愛南町防災フォーラム」を開催します。

防災に強いまちづくり、地域づくりに向けてみんなで考えましょう。

多くの方のご来場をお待ちしています。

日時 12月7日(日)
14時～16時

場所

御荘文化センター ホール

■生涯学習課から

「平成27年愛南町成人式」開催のお知らせ

日時 平成27年1月3日(土)

受付 13時30分～

式典 14時～

場所 御荘文化センターホール

対象者 平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの方

※対象者には別途ご案内しますが、12月4日(木)までに通知書が届いていない場合、生涯学習課までご連絡ください。

問合せ

生涯学習課 TEL 73-1111



■総務課から

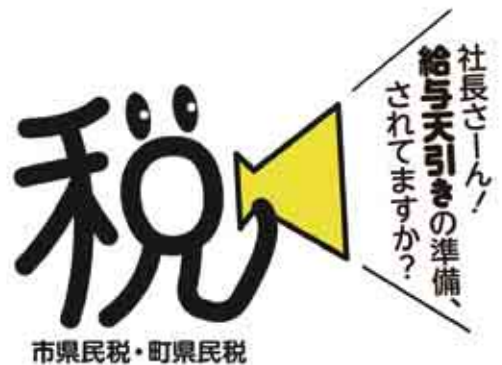
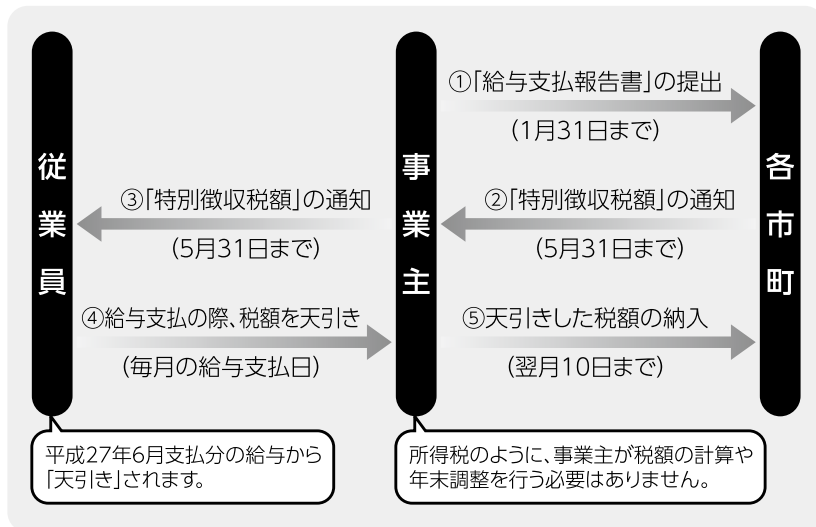
年末年始の役場業務についてお知らせします

一本松温泉あけぼの荘 (TEL 84-3260)	御荘霊苑 (TEL 72-4420)	環境衛生センター (TEL 72-6955)	御荘夢創造館 (TEL 72-1116)	御荘文化センター (TEL 73-1111)	御荘B&G海洋センター (TEL 72-1117)	クリーンセンター (TEL 84-3700)	DE・あ・い・21 (TEL 85-1021)	内海診療所 (TEL 85-0341)	国保一本松病院 (TEL 84-2255)	西海支所 (TEL 82-1111)	一本松支所 (TEL 84-2211)	御荘支所 (TEL 72-1111)	内海支所 (TEL 85-0311)	役場本庁 (TEL 72-1211)
年末年始、無休で営業	12月31日(水)、1月1日(木)が休業	・1月1日(木)から1月4日(日)まで可燃ごみ収集業務は休み ・新聞・雑誌、ダンボールの持込みは12月30日(火)15時まで ・粗大ごみの持込みは12月26日(金)12時まで ※1月5日(月)から可燃・資源ごみ収集、新聞・雑誌・ダンボール及び可燃性粗大ごみの持込み等、通常どおり業務を行います。	12月29日(月)から1月3日(土)まで休業	12月28日(日)から1月4日(日)まで休業	12月27日(土)から1月4日(日)まで休業	12月27日(土)から1月4日(日)まで休業	12月27日(土)から1月4日(日)まで休業	12月27日(土)から1月4日(日)まで休業	12月27日(土)から1月4日(日)まで休業	12月27日(土)から1月4日(日)まで休業	12月27日(土)から1月4日(日)まで休業	12月27日(土)から1月4日(日)まで休業	12月27日(土)から1月4日(日)まで休業	12月27日(土)から1月4日(日)まで休業

■税務課から

平成27年度から町県民税の給与天引きが完全実施となります

愛媛県内の市・町では、平成27年度から企業等に勤務する従業員の町県民税の特別徴収(給与天引き)を完全実施します。



特別徴収は法律で義務付けられていますので、実施していない事業主の方は切替えの準備をお願いします。

問合せ 税務課 TEL 72-7301

■総務課から

住民参画推進制度の実施状況について お知らせします

住民参画推進制度は、住民の皆様には、皆様に町政に参画していただき、その意見を町政に反映させる制度です。愛南町では、次のような方法で住民の皆様からの意見聴取を行っています。平成25年度の実施状況と合わせてお知らせします。

【委員会及び懇話会】

- ・委員数 546名
- ・委員男女比

男性361名(66%)
女性185名(34%)

※男女比目標値は

男女とも30%以上

- ・公募委員の率 7%

※目標値は20%以上

■消防本部から

女性消防団員を募集します

愛南町では女性消防団員を募集します。女性ならではの視点を活かして、町民の安心・安全を守るため消防団活動に参加していただける方の入団をお待ちしています。



募集期間 12月5日(金)～平成27年1月30日(金)

募集人数 15名程度(所属・本部付女性部)

問合せ 消防本部庶務課

TEL 720119

■就職支援センターから

就労支援のための パソコン教室を開催します

申込期日

平成27年1月8日(木)

※受講を希望される場合、事前登録が必要です。

定員 8名程度

※定員を超過した場合は、面談により決定します。

費用 無料

日程

平成27年1月15日(木)～2月

9日(月)の期間のうち、計8回開催します(1コマ2時間)。

※全日程の受講が必須です。

場所 城辺公民館

日程の詳細や応募資格等については、お問い合わせください。

問合せ

町就職支援センター

TEL 7211244

■商工観光課から

愛南町中小企業経営研修受講費補助金について お知らせします

愛南町では、町内中小企業者の経営資質の向上を図るため、公的機関、民間教育機関等が開催する経営の合理化及び近代化を促す研修会や講習会等に出席する中小企業、団体等に対し補助金を交付します。

対象

町内で事業を営み、町税を滞納していない中小企業等

補助額

研修会等の受講費に相当す

る経費の2分の1以内で、経営者及び従業員1人につき5,000円を限度とします(1,000円未満切捨て)。

※申請に係る提出書類や申請方法等、詳しくはお問い合わせになるか、町ホームページをご覧ください。

申込み・問合せ

商工観光課 TEL 7217315

付加年金をご存知ですか

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加年金の年金額は、「200円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

ただし、付加年金には、物価の上下に対応した「物価スライド制度」などはありません。一方、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給又は繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額又は増額されることとなります。

【付加保険料を納めることができる方は】

○自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方に限られます。

○60歳以上65歳未満の方など、国民年金任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。

○半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。

○国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からになります。納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

問合せ

宇和島年金事務所

TEL 089512215344

町民課 TEL 7217300

今月の社会保険・年金一日相談(予約制)

○12月17日(水)
10時～15時30分

(城辺商工会館2階)

宇和島年金事務所

お客様相談室

TEL 089512215569

電話受付対応時間

8時30分～17時15分

法人町民税が改正されました

平成26年度の税制改正により、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から法人町民税の税率が引き下げられ、地方法人税(国税)が創設されました。

【改正の内容】

改正前	平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割	12・3%
改正後	平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割	9・7%

【中間(予定)申告の特例について】

法人町民税法人税割の税率改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度又の特例による計算方法

前事業年度分の法人税割額 × 4.7 ÷ 前事業年度の月数
 ※通常の場合の計算方法
 前事業年度分の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数

問合せ 税務課 TEL 7217301

税務課等から

12月納税等のお知らせ

固定資産税	国民健康保険税	介護保険税	後期高齢者医療保険料	保育所保育料	下水道使用料
3期分/4期分	7期分/10期分	7期分/10期分	6期分/9期分	月末	月末

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。町税を滞納されますと、本来、納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。

①町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は、毎月、当月分が月末に振替となります。

②上水道使用料・簡易水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月の10日です。

※該当日が休日の場合は翌日となります。

周知の埋蔵文化財 包蔵地のお知らせ

現在、町内には、文化財保護法により周知の埋蔵文化財包蔵地として守られている土地が68か所(平成26年4月現在)あります。これらの土地で土木工事などの開発行為にかかる場合、最低60日前までに県に届け出ることで義務付けられており、県からの指示がでるまで工事に取り掛かることはできません。さらに、発掘などの調査が必要になる場合もありますので、規模の大小に関係なく、お早めに生涯学習課にご相談ください。

■周知の埋蔵文化財とは

貝塚、古墳など外形的に判断できるもののほか、口伝、古文書、古地図、古絵図、調査研究報告書などによって土地の中に文化財が埋蔵されていることが、その地域社会に知られている土地のことをいいます。

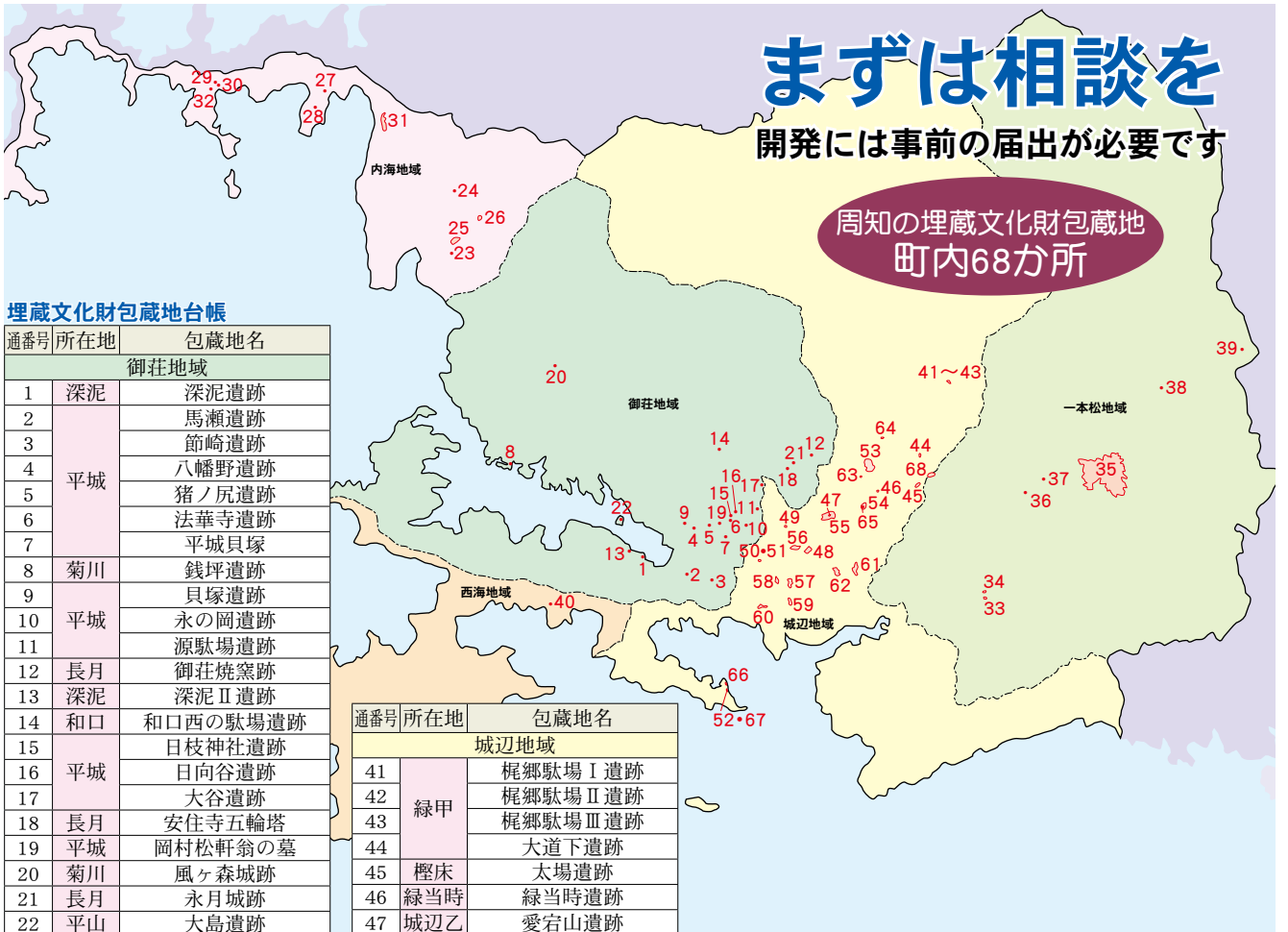
■開発行為とは

単に掘削行為だけでなく、盛土や構築物の建築などで実質的に遺跡(埋蔵文化財)の状況を変

まずは相談を

開発には事前の届出が必要です

周知の埋蔵文化財包蔵地
町内68か所



埋蔵文化財包蔵地台帳

通番号	所在地	包蔵地名
御荘地域		
1	深泥	深泥遺跡
2	平城	馬瀬遺跡
3		節崎遺跡
4		八幡野遺跡
5		猪ノ尻遺跡
6		法華寺遺跡
7	平城	平城貝塚
8		貝塚遺跡
9	菊川	銭坪遺跡
10	平城	永の岡遺跡
11	長月	源駄場遺跡
12	深泥	御荘焼窯跡
13	和口	深泥Ⅱ遺跡
14	和口	和口西の駄場遺跡
15		日枝神社遺跡
16	平城	日向谷遺跡
17	長月	大谷遺跡
18		安住寺五輪塔
19	平城	岡村松軒翁の墓
20	菊川	風ヶ森城跡
21	長月	永月城跡
22	平山	大島遺跡
内海地域		
23	柏	串ヶ岡(赤檜)城跡
24		鳥巢(城首・鳥首)城跡
25	平碇	矢落遺跡
26		小山畑遺跡
27	油袋	本谷しく様遺跡
28		白王山遺跡
29	須ノ川	五輪墓跡
30		五輪墓跡
31	油袋	法華石城跡
32		五輪墓跡
一本松地域		
33	中川	茶堂遺跡
34		茶堂Ⅱ遺跡
35	増田	猿越城跡
36	広見	札掛遺跡
37		広見遺跡
38	増田	峠の城跡
39	正木	ムソノ城跡
西海地域		
40	小浦	小浦墓地

通番号	所在地	包蔵地名
城辺地域		
41	緑甲	梶郷駄場Ⅰ遺跡
42		梶郷駄場Ⅱ遺跡
43		梶郷駄場Ⅲ遺跡
44	檜床	大道下遺跡
45		太場遺跡
46	緑当時	緑当時遺跡
47	城辺乙	愛宕山遺跡
48	城辺甲	城辺小学校校庭遺跡
49	城辺乙	三島岡遺跡
50	城辺甲	久保遺跡
51	鳥越	鳥越遺跡
52	久良	天巖の鼻遺跡
53	緑乙	緑城跡
54	城辺甲	数城跡
55	城辺乙	御陣山城跡
56	城辺甲	常盤城跡
57	城辺甲	大森城跡
58	久保	大谷の砦跡
59	舗越	太郎谷砦跡
60	古月	鷹の巣城跡
61	長野	不老の砦跡
62	下長野	一夜城跡
63	緑	御荘焼一木窯跡
64		御荘焼早崎窯跡
65	豊田	御荘焼豊田窯跡
66	天巖鼻	高野長英築造の台場跡
67		天巖の鼻砲台石塁
68	檜床	ホリキリ

化させたり、事後の調査を不可能にする行為のことをいいます。

■不明なときは(まずは相談を)
ご自身の所有する土地が、周知の埋蔵文化財包蔵地であるかどうか不明な場合は生涯学習課で確認ができますので、お早めにご連絡ください。

問合せ

生涯学習課 TEL 73-1111